

<案>

福生市障害者計画
第6期障害福祉計画
第2期障害児福祉計画

— 令和3年度 ～ 令和5年度 —

令和3年3月

目次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象	4
第2章 障害のある人をめぐる現状と課題.....	5
1 手帳登録者数等	6
(1) 身体障害者.....	6
(2) 知的障害者.....	7
(3) 精神障害者.....	7
(4) 難病患者.....	8
(5) 障害者数の増加率.....	9
(6) 児童・生徒の状況.....	10
(7) 就学前の子どもの状況.....	11
2 障害福祉サービスの利用状況（第5期計画期間）.....	12
(1) 障害福祉サービス・相談支援.....	12
(2) 地域生活支援事業.....	16
(3) 障害児通所支援サービス.....	22
3 令和2年度の成果目標の達成状況	25
(1) 障害福祉計画.....	25
(2) 障害児福祉計画.....	26
4 障害者生活実態調査結果	27
(1) 日常生活について.....	27
(2) 就労について.....	29
(3) 日頃の活動について.....	31
(4) 福祉サービスについて	34
(5) 人権について.....	39
(6) 災害時の対応について.....	41

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障害者の高齢化が進む中で、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、全ての障害者が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害者も健常者も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

国は、平成 25 年 4 月に障害者自立支援法を改正し、障害の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」を施行しました。平成 28 年 5 月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障害者が望む地域生活の支援の充実や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。この児童福祉法の改正により、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、市町村において障害児福祉計画を策定すると定められました。

平成 26 年 1 月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成 28 年 4 月に、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が施行されました。

平成 30 年 4 月には「改正社会福祉法」が施行され、地域共生社会を実現するため、包括的な支援体制の整備を図ることとし、障害分野においても、地域の課題を包括的に受け止めることが求められています。

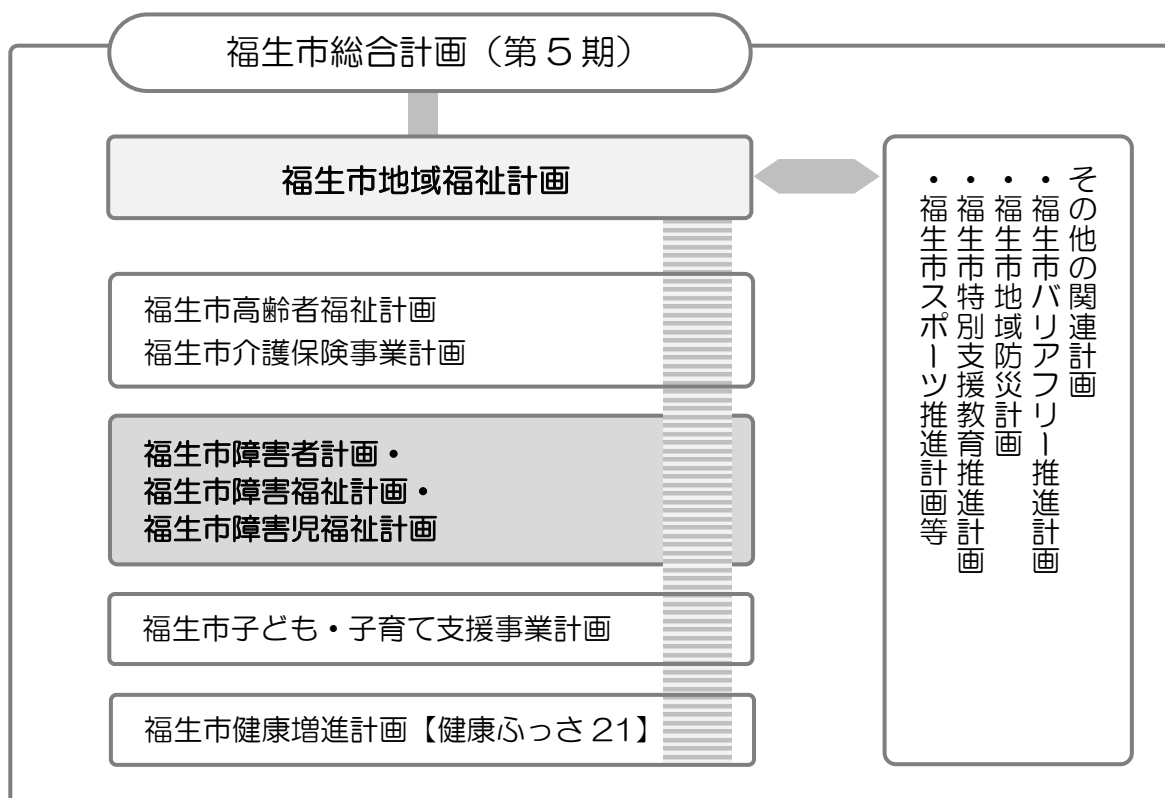
平成 30 年 6 月「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ること、平成 30 年 10 月「ギャンブル等依存症対策基本法」が施行され、依存症対策の充実の必要性が示されました。

令和元年 6 月「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、障害者雇用の一層の促進に関する措置が規定され、令和 2 年 5 月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、公立小中学校のバリアフリー整備が義務化されるなど、障害者・障害児を取り巻く法制度は大きく変化しています。

現行の『福生市障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画』の計画期間が終了となることから、障害者制度改革や障害者総合支援法に基づく国の指針を踏まえ、新たな『福生市障害者計画・第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画』を策定します。

2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、障害者基本法第 11 条第3項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第 88 条に定める「市町村障害福祉計画」並びに児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」の性格を併せ持ちます。
- (2) 『福生市総合計画（第5期）』の主要計画として策定します。
- (3) 『地域福祉計画』、『高齢者福祉計画・介護保険事業計画』、『子ども・子育て支援事業計画』など、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。
- (4) 東京都が策定する『障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画』との整合・連携を図ります。
- (5) 市が取り組むべき今後の障害者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に、市民や関係企業・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

年度	30	元	2	3	4	5	6	7	8
計画	障害者計画			障害者計画			障害者計画		
	第5期 障害福祉計画			第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
	第1期 障害児福祉計画			第2期 障害児福祉計画			第3期 障害児福祉計画		

4 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象にするとともに、障害者の差別解消及び障害者への理解を促進するため、広く市民を対象とします。

第2章 障害のある人をめぐる現状と課題

1 手帳登録者数等

(1) 身体障害者.....

- 身体障害者（児）手帳登録者数は減少傾向にあり、令和元年度末で 1,663 人、そのうち肢体不自由が 787 人（47.3%）と約半数を占めて最も多く、次いで心臓障害やじん臓障害といった内部障害が 558 人（33.6%）となっています。
- 手帳の程度は 1 級が 532 人で最も多く、重度者（1・2 級）が 787 人と全体の 47.3% を占める一方、5・6 級は合わせて 186 人（11.2%）となっています。
- 年齢は、65 歳以上が 1,016 人（65.4%）、64 歳以下が 537 人（34.6%）となっています。

【 登録者数 】

障害名 \ 程度	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
肢体不自由	137	153	151	240	66	40	787
視覚障害	40	47	6	12	23	7	135
聴覚障害	-	47	15	19	-	50	131
音声・言語障害	-	-	29	23	-	-	52
呼吸器障害	7	-	13	5	-	-	25
心臓障害	195	-	27	44	-	-	266
じん臓障害	147	-	2	0	-	-	149
膀胱・直腸障害	0	-	7	92	-	-	99
小腸機能障害	1	-	0	0	-	-	1
免疫障害	3	8	1	4	-	-	16
肝臓障害	2	0	0	0	-	-	2
令和元年度合計	532	255	251	439	89	97	1,663
平成 30 年度	537	260	275	436	91	101	1,700

※単位：人

※令和元年度末現在

【 所持者数 】

年齢	0～6 歳	7～17 歳	18～64 歳	65 歳以上	合計
所持者数	9	23	505	1,016	1,553

※単位：人

※令和元年度末現在

(2) 知的障害者.....

- 知的障害者（児）「愛の手帳」登録者数は増加傾向にあり、令和元年度末で 453 人となっています。
- 手帳の程度は4度が最も多く 240 人（53.0%）で、次いで3度が 104 人（23.0%）となっています。
- 年齢は、64 歳以下が 431 人（95.1%）で、そのうち 18～64 歳が 314 人（69.3%）となっています。

【 登録者数 】

程度	1度 (最重度)	2度 (重度)	3度 (中度)	4度 (軽度)	合計
登録者数	12	97	104	240	453
平成 30 年度	12	89	106	227	434

※単位：人

※令和元年度末現在

【 所持者数 】

年齢	0～6歳	7～17歳	18～64歳	65歳以上	合計
所持者数	15	102	314	22	453

※単位：人

※令和元年度末現在

(3) 精神障害者.....

- 精神障害者保健福祉手帳登録者数も増加傾向にあり、令和元年度末で 532 人となっています。
- 手帳の等級は2級が最も多く 316 人で 59.4%を占めています。
- 年齢は、18～64 歳が 460 人（86.5%）、65 歳以上が 62 人（11.7%）となっています。

【 登録者数 】

程度	1級	2級	3級	合計
登録者数	36	316	180	532
平成 30 年度	34	306	170	510

※単位：人

※令和元年度末現在

【 所持者数 】

年齢	0～6歳	7～17歳	18～64歳	65歳以上	合計
所持者数	1	9	460	62	532

※単位：人

※令和元年度末現在

(4) 難病患者.....

- 難病患者数を特殊疾病患者福祉手当受給者数からみると、令和元年度末で 500 人となっています。
- 疾病別では「潰瘍性大腸炎」が 72 人と最も多く、次いで「人工透析を必要とする腎不全」が 46 人、「パーキンソン病」が 40 人となっています。

【 難病患者数 】

疾病名	受給者数
筋萎縮性側索硬化症	1
進行性核上性麻痺	1
パーキンソン病	40
大脳皮質基底核変性症	1
重症筋無力症	9
多発性硬化症／視神経脊髄炎	3
多系統萎縮症	5
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	7
ミトコンドリア病	2
もやもや病	7
全身性アミロイドーシス	1
神経線維腫症	3
天疱瘡	4
表皮水疱症	1
結節性多発動脈炎	2
顕微鏡的多発血管炎	2
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	2
悪性関節リウマチ	2
全身性エリテマトーデス	29
皮膚筋炎／多発性筋炎	5
全身性強皮症	14
混合性結合組織病	5
シェーグレン症候群	10
ベーチェット病	4
特発性拡張型心筋症	7
再生不良性貧血	4
発作性夜間ヘモグロビン尿症	1
特発性血小板減少性紫斑病	12
IgA腎症	5
多発性嚢胞腎	5
黄色靭帯骨化症	3
後縦靭帯骨化症	13
広範脊柱管狭窄症	2
特発性大腿骨頭壊死症	10
下垂体性ADH分泌異常症	6
下垂体性TSH分泌亢進症	1
下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	3
下垂体前葉機能低下症	10

疾病名	受給者数
家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	1
サルコイドーシス	11
特発性間質性肺炎	8
肺動脈性肺高血圧症	1
慢性血栓性肺高血圧症	3
リンパ脈管筋腫症	2
網膜色素変性症	16
特発性門脈圧亢進症	1
原発性胆汁性胆管炎	17
原発性硬化性胆管炎	3
自己免疫性肝炎	15
クローン病	22
潰瘍性大腸炎	72
好酸球性消化管疾患	1
若年性特発性関節炎	1
海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	1
クルーゾン症候群	1
ヌーナン症候群	2
完全大血管転位症	1
ファロー四徴症	2
一次性ネフローゼ症候群	11
一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1
間質性膀胱炎(ハンナ型)	1
副甲状腺機能低下症	1
フェニルケトン尿症	1
慢性再発性多発性骨髄炎	1
強直性脊椎炎	2
軟骨無形成症	1
後天性赤芽球癆	1
クロンカイト・カナダ症候群	1
胆道閉鎖症	1
IgG4 関連疾患	2
好酸球性副鼻腔炎	1
シトリン欠損症	1
原発性骨髄線維症	1
先天性血液凝固因子欠乏症等	4
人工透析を必要とする腎不全	46
合 計	500
平成 30 年度 合 計	476

※単位：人
 ※令和元年度末現在

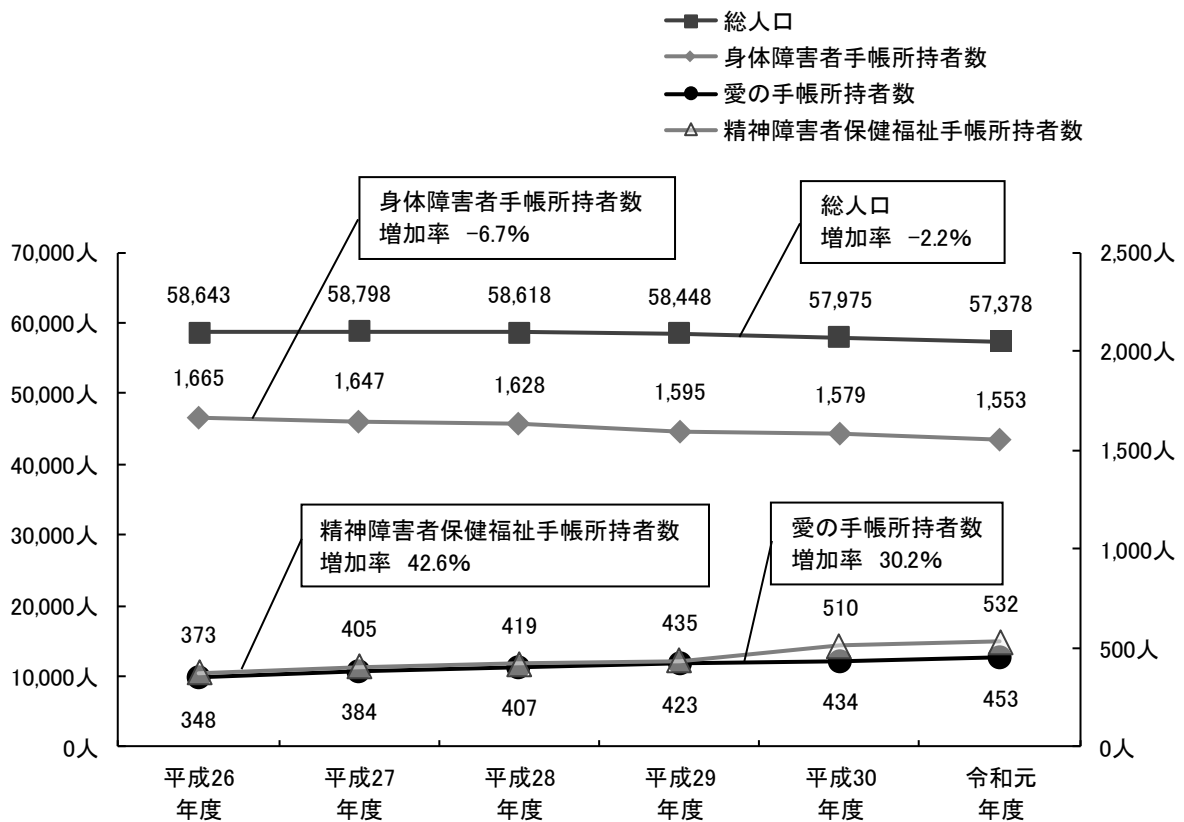
(5) 障害者数の増加率

- 障害者数の増加率（平成26年度と令和元年度の比較）を、市の総人口の増加率と比較すると、総人口は減少傾向にあり増加率は▲2.2%であるのに対して、身体障害者手帳所持者数は▲6.7%、愛の手帳所持者数は30.2%、精神障害者保健福祉手帳所持者数は42.6%となっています。

【障害者数の増加率】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総人口	58,643	58,798	58,618	58,448	57,975	57,378
身体障害者手帳所持者数	1,665	1,647	1,628	1,595	1,579	1,553
愛の手帳所持者数	348	384	407	423	434	453
精神障害者保健福祉手帳所持者数	373	405	419	435	510	532

※単位：人
 ※総人口：各年度末（翌年4月1日）現在
 ※身体障害者手帳所持者数：各年度末現在
 ※愛の手帳所持者数：各年度末現在
 ※精神障害者保健福祉手帳所持者数：各年度末現在



(6) 児童・生徒の状況

- 令和2年5月1日現在、市立小学校の特別支援学級に在籍する児童は59人、特別支援教室に通う児童は139人、通級指導学級に通う児童は33人です。市立中学校の特別支援学級に在籍する生徒は37人、特別支援教室に通う生徒は43人です。
- また、近隣自治体の特別支援学校等に在籍する児童・生徒数（市内に特別支援学校がないため）は、小学生29人、中学生11人、高校生32人です。
- その他、学童クラブでは、51人の障害児を受け入れています。

【市立小学校の特別支援学級・特別支援教室・通級指導学級の児童数】

特別支援学級	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
福生第一小学校(ひまわり学級)	3	2	5	3	9	4	26
福生第二小学校(くまがわ学級)	1	0	4	3	5	3	16
福生第六小学校(かめのこ学級)	3	2	3	4	3	2	17
計	7	4	12	10	17	9	59
特別支援教室	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
福生第一小学校	1	1	3	6	5	7	23
福生第二小学校	1	2	1	7	2	1	14
福生第三小学校	4	2	10	4	5	1	26
福生第四小学校	1	1	5	4	5	1	17
福生第五小学校	4	0	2	2	8	4	20
福生第六小学校	0	1	2	5	14	4	26
福生第七小学校	2	2	2	2	3	2	13
計	13	9	25	30	42	20	139
通級指導学級	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
福生第七小学校(ことばの教室)	3	6	5	9	3	7	33
合計	23	19	42	49	62	36	231

※単位：人

※令和2年5月1日現在

【 市立中学校の特別支援学級・特別支援教室の生徒数 】

特別支援学級	1年	2年	3年	合計
福生第一中学校(8組)	12	4	15	31
福生第一中学校(9組)	1	2	3	6
計	13	6	18	37
特別支援教室	1年	2年	3年	合計
福生第一中学校(福一教室)	4	4	5	13
福生第二中学校(福二教室)	7	2	10	19
福生第三中学校(福三教室)	3	3	5	11
計	14	9	20	43
合計	27	15	38	80

※単位：人
 ※令和2年5月1日現在

【 近隣自治体の特別支援学校等に在籍する児童・生徒数 】

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学生	8	3	4	8	5	1	29
中学生	3	5	3	-	-	-	11
高校生	9	13	10	-	-	-	32
合計	20	21	17	8	5	1	72

※単位：人
 ※令和2年5月1日現在

(7) 就学前の子どもの状況.....

○ 就学前の子どものうち、教育・保育施設での障害児の受入れ人数は次のとおりです。

【 受入れ人数 】

	人数
保育所	33
認定こども園	2
幼稚園	10
合計	45

※単位：人
 ※令和2年5月1日現在

2 障害福祉サービスの利用状況（第5期計画期間）

（1）障害福祉サービス・相談支援.....

① 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人(平成26年4月から対象者を重度の知的障害者・精神障害者に拡大)に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するときに、必要な視覚的情報の支援、外出先での排せつ・食事等の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度		
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
訪問系サービス	人	138	116	84.1%	150	120	80.0%
	時間	3,588	3,095	86.3%	3,900	2,825	72.4%

※月当たり

【概括】

- 訪問系サービスについては、利用実績が計画値を下回っています。

② 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
自立訓練(機能訓練)	身体障害者に、身体機能・生活能力の維持・向上等のために必要なリハビリテーション、生活等に関する相談や必要な支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	知的障害者及び精神障害者に、食事や家事等、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や必要な支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

サービス名	単位	平成 30 年度			令和元年度		
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
生活介護	人	103	102	99.0%	105	106	101.0%
	日	1,888	2,342	124.0%	1,925	1,996	103.7%
自立訓練(機能訓練)	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	日	14	0	0.0%	14	8	57.1%
自立訓練(生活訓練)	人	4	4	100.0%	4	5	125.0%
	日	45	71	157.8%	45	86	191.1%
就労移行支援	人	18	21	116.7%	20	20	100.0%
	日	246	394	160.2%	273	323	118.3%
就労継続支援(A型)	人	6	8	133.3%	6	11	183.3%
	日	108	162	150.0%	108	214	198.1%
就労継続支援(B型)	人	104	120	115.4%	107	144	134.6%
	日	1,699	2,193	129.1%	1,748	1,903	108.9%
就労定着支援	人	5	0	0.0%	5	4	80.0%
療養介護	人	6	5	83.3%	6	5	83.3%
短期入所(ショートステイ)	人	21	35	166.7%	21	36	171.4%
	日	161	257	159.6%	161	275	170.8%

※月当たり

【概括】

- 「生活介護」、「自立訓練（生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型）」、「就労継続支援（B型）」、「療養介護」、「短期入所（ショートステイ）」は、利用実績が計画値をおおむね上回っています。
- 一方、「自立訓練（機能訓練）」は提供見込み量を定めていたものの、平成30年度・令和元年度とも利用実績は0人でした。
- さらに「就労定着支援」は、平成30年度では利用実績は0人であるのに対し、令和元年度では4人と、おおむね計画で見込んだとおりの利用実績となっています。

③ 居住系サービス

サービス名	内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度		
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
自立生活援助	人	1	1	100.0%	1	0	0.0%
共同生活援助(定員)	人	94	107	110.6%	94	107	110.6%
共同生活援助	人	54	58	107.4%	56	66	117.9%
施設入所支援	人	34	36	105.9%	34	38	111.8%

※月当たり

【概括】

- 「共同生活援助（定員）」、「共同生活援助」、「施設入所支援」は、利用実績が計画値を上回っています。また、「自立生活援助」は、平成30年度では計画で見込んだとおりの利用実績でしたが、令和元年度の利用実績は0人でした。

④ 相談支援関連

サービス名		内容
計画相談支援・ 障害児相談支援		障害福祉サービス又は地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)を利用する障害者(児)に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。
地域 相談 支援	地域移行支援	施設入所や入院等をしている障害者に対して、外出の同行支援や住居の確保、地域生活への移行等に関する相談などの必要な支援を行います。
	地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている障害者や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談などの支援を行います。

サービス名		単位	平成 30 年度			令和元年度		
			計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
計画相談支援		人	61	61	100.0%	64	79	123.4%
談地 支地 援相	地域移行支援	人	1	1	100.0%	3	1	33.3%
	地域定着支援	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%

※月当たり

【概括】

- 「計画相談支援」は、平成 30 年度では、計画で見込んだとおりの利用実績、令和元年度では、利用実績が計画値を上回っています。一方、「地域定着支援」は提供見込み量を定めていたものの、平成 30 年度、令和元年度とも利用実績は 0 人でした。

(2) 地域生活支援事業

① 理解促進研修・啓発事業

- 市民に対して、障害者（児）の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

平成 30 年度			令和元年度		
計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
15	24	160.0%	15	20	133.3%

※単位：件/年

【概括】

- 公民館における障害者差別解消法講座、地域福祉講座及び市役所内における障害者施設による物品販売を行い、市民に対して、障害者理解の促進と啓発を図り、計画値を上回る利用実績となっています。

② 自発的活動支援事業

- 障害者、その家族、市民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

平成 30 年度			令和元年度		
計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
12	16	133.3%	12	9	75.0%

※単位：件/年

【概括】

- 当事者会及び家族会の活動を支援し、障害者等の社会参加の促進を図り、平成 30 年度では、利用実績が計画値を上回ったものの、令和元年度では計画値を下回っています。

③ 相談支援事業

事業名	内容
障害者相談支援事業	障害者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助などを行います(自立支援協議会の運営も含む。)
市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置します。

サービス名	単位	平成 30 年度			令和元年度		
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
障害者相談支援事業	箇所	3	3	100.0%	3	3	100.0%
基幹相談支援センター	有無	有	有	100.0%	有	有	100.0%
自立支援協議会	有無	有	有	100.0%	有	有	100.0%
市町村相談支援機能強化事業	箇所	3	3	100.0%	3	3	100.0%

※年当たり

【概括】

- 「障害者相談支援事業」、「市町村相談支援機能強化事業」は、計画どおり3箇所の設置となっています。

④ 成年後見制度利用支援事業

知的障害、精神障害等で判断が不十分な人について、成年後見制度の利用を支援するため、その費用の助成等を行います。

平成 30 年度			令和元年度		
計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
1	11	1100.0%	1	19	1900.0%

※単位：人/年

【概括】

- 「成年後見制度利用支援事業」は、利用実績が計画値を大幅に上回っています。

⑤ 意思疎通支援事業（手話通訳奉仕員派遣事業）

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思の疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

平成 30 年度			令和元年度		
計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
61	98	160.7%	66	98	148.5%

※単位：人/年

【概括】

- 「手話通訳者等派遣事業」は、利用実績が計画値を上回っています。

⑥ 手話通訳奉仕員養成研修事業

意思疎通支援事業等の充実を図るため、手話通訳奉仕員養成研修を実施し、手話奉仕員の確保をしていきます。

平成 30 年度			令和元年度		
計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
4	12	300.0%	4	10	250.0%

※単位：人/年

【概括】

- 「手話通訳奉仕員養成研修事業」は、利用実績が計画値を上回っています。

⑦ 日常生活用具給付等事業

重度障害者に対し自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

種別	平成 30 年度			令和元年度		
	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
介護・訓練支援用具	4	1	25.0%	4	4	100.0%
自立生活支援用具	12	12	100.0%	12	7	58.3%
在宅療養等支援用具	9	6	66.7%	9	6	66.7%
情報・意思疎通支援用具	20	5	25.0%	22	7	31.8%
排せつ管理支援用具	1,193	1,032	86.5%	1,229	1,102	89.7%
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1	0	0.0%	1	1	100.0%

※単位：件/年

【概括】

- 「排せつ管理支援用具」は、利用実績が計画値をやや下回っています。
- また、「居宅生活動作補助用具(住宅改修費)」は平成 30 年度では、利用実績が 0 件であるのに対し、令和元年度では計画で見込んだとおりの利用実績となっています。

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活と社会参加を促進します。

平成 30 年度			令和元年度		
計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
54	59	109.3%	54	60	111.1%
810	739	91.2%	810	757	93.5%

※単位：上段=人/月、下段=時間/月

【概括】

- 「移動支援事業」の利用人数は、おおむね計画で見込んだとおりの利用実績となっています。一方、利用時間は、利用実績が計画値を下回っています。

⑨ 地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。

単位	平成 30 年度			令和元年度		
	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
箇所	2	2	100.0%	2	2	100.0%
人	60	58	96.7%	60	55	91.7%

※年当たり

【概括】

- 「地域活動支援センター」の設置数は計画値に達しています。一方、利用人数は利用実績が計画値をわずかに下回っています。

⑩ 任意事業

事業名	内容
更生訓練費支給事業	社会復帰等を目的として自立訓練施設等において更生訓練を行う障害者を対象に、訓練費を支給します。
日中一時支援事業	障害者等に日中の活動・訓練の場を提供し、在宅で介護をしている家族の就労や一時的な休息を支援します。
声の広報・市議会だより発行事業	視覚障害者を対象に、広報や市議会だよりの内容を収録した音声データ(デジター方式・CD版)を届けて利便性の向上を図ります。
重度身体障害者(児)訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、在宅の重度身体障害者(児)の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
重度身体障害児入浴サービス事業	福祉センターの特殊浴槽を活用してサービスを提供し、身体の清潔を保つとともに、家族の介護等の軽減を図ります。
自動車運転教習助成事業	身体障害者の生活圏の拡大と日常生活の利便を図るため、自動車運転免許証取得にかかる費用を助成します。
自動車改造費助成事業	自らが所有し、運転している自動車の一部を改造する必要がある人に、その改造費の助成を行います。

種別	単位	平成 30 年度			令和元年度		
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
更生訓練費支給事業	人/年	1	0	0.0%	1	0	0.0%
日中一時支援事業	人/月	2	0	0.0%	2	0	0.0%
声の広報・市議会だより発行事業	人/月	12	12	100.0%	12	12	100.0%
重度身体障害者(児)訪問入浴サービス事業	人/月	2	1	50.0%	2	2	100.0%
重度身体障害児入浴サービス事業	人/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%
自動車運転教習助成事業	件/年	1	2	200.0%	1	0	0.0%
自動車改造費助成事業	件/年	1	0	0.0%	1	0	0.0%

【概括】

- 「声の広報・市議会だより発行事業」は、計画値に達しています。
- 一方、「更生訓練費支給事業」、「日中一時支援事業」、「重度身体障害児入浴サービス事業」、「自動車改造費助成事業」は提供見込み量を定めていたものの、平成 30 年度、令和元年度とも利用実績は 0 人でした。

(3) 障害児通所支援サービス.....

① 放課後等デイサービス

学校に通学している障害児に対して、放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、生活力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

単位	平成 30 年度			令和元年度		
	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
箇所	6	5	83.3%	6	6	100.0%
人	51	51	100.0%	59	56	94.9%
日	493	601	121.9%	570	694	121.8%

※月当たり

【概括】

- 「放課後デイサービス」は、設置数及び利用人数はおおむね計画で見込んだとおりの利用実績となっています。
- 一方、利用日数は利用実績が計画値を大幅に上回っています。

② 児童発達支援

未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、治療等を行います。

サービス名	単位	平成 30 年度			令和元年度		
		計画値	実績値	計画対	計画値	実績値	計画対
児童発達支援	人	9	12	133.3%	10	14	140.0%
	日	45	77	171.1%	50	77	154.0%
医療型児童発達支援	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	日	5	0	0.0%	5	0	0.0%
居宅訪問型児童発達支援	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	日	5	0	0.0%	5	0	0.0%

※月当たり

【概括】

- 「児童発達支援」は、利用実績が計画値を上回っています。
- 一方、「医療型児童発達支援」、「居宅訪問型児童発達支援」は提供見込み量を定めていたものの、平成 30 年度、令和元年度とも利用実績は 0 人でした。

③ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児に対して、利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

単位	平成 30 年度			令和元年度		
	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
人	1	0	0.0%	1	0	0.0%
日	1	0	0.0%	1	0	0.0%

※月当たり

【概括】

- 「保育所等訪問支援」は提供見込み量を定めていたものの、平成 30 年度、令和元年度とも利用実績は 0 人でした。

④ 障害児相談支援

障害児通所支援（放課後等デイサービス・児童発達支援など）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

平成 30 年度			令和元年度		
計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
8	14	175.0%	9	18	200.0%

※単位＝人/月

【概括】

- 「障害児相談支援」は利用実績が計画値を上回っています。

⑤ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。

平成 30 年度			令和元年度		
計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
-	0	-	-	0	-

※単位=人/月

【概括】

- 「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」は、提供見込み量を定めておらず、実績も 0 人でした。

3 令和2年度の成果目標の達成状況

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行等の課題に対応していくため、本市では、国の基本指針等を踏まえ、令和2年度を目標年度とする成果目標を設定しました。その達成状況は次のとおりです。

(1) 障害福祉計画

成果目標	基本指針に定める目標	数値目標	実績
福祉施設の入所者の地域生活への移行	平成28年度末時点における福祉施設入所者の9%以上を平成32年度末までに地域生活へ移行する。	3人	0人
	平成32年度末時点における福祉施設入所者を、平成28年度末時点から2%以上削減する。	1人減	4人増
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	平成32年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。	-	未設置
地域生活支援拠点等の整備	平成32年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を整備する。	-	未設置
福祉施設から一般就労への移行等	平成32年度中に一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上にする。	9人	11人
	平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度実績から20%以上増加する。	22人	40人
	就労移行率30%以上である就労支援事業所を平成32年度末までに全体の50%以上とする。	50%以上	50%
	就労定着支援事業による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とする。	80%以上	該当なし

※令和元年度末時点の状況

【概括】

- 福祉施設の入所者の地域生活への移行は目標に至らず、福祉施設入所者数は4人増加しました。
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場は、令和元年度末時点では未設置、地域生活支援拠点等も未整備の状況にあり、継続して体制整備の方法等を検討していく必要があります。
- 福祉施設から一般就労への移行は11名、就労移行支援事業の利用者数は40人と目標を上回り、就労移行率30%以上である就労支援事業所は50%と目標達成となりました。

(2) 障害児福祉計画

成果目標	基本指針に定める目標	数値目標	実績
障害児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの設置	-	未整備
	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	-	未整備
	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	-	未整備
	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	-	未整備

※令和元年度末時点の状況

【概括】

- 障害児支援の提供体制の整備等については、令和元年度末時点では、すべての項目において未整備の状況となっています。継続して体制整備の方法等を検討していく必要があります。

4 障害者生活実態調査結果

*本項の内容は、令和元年11月に実施した「福生市障害者生活実態調査」の結果の中から、ポイントとなる部分を抜き出してまとめたものです。

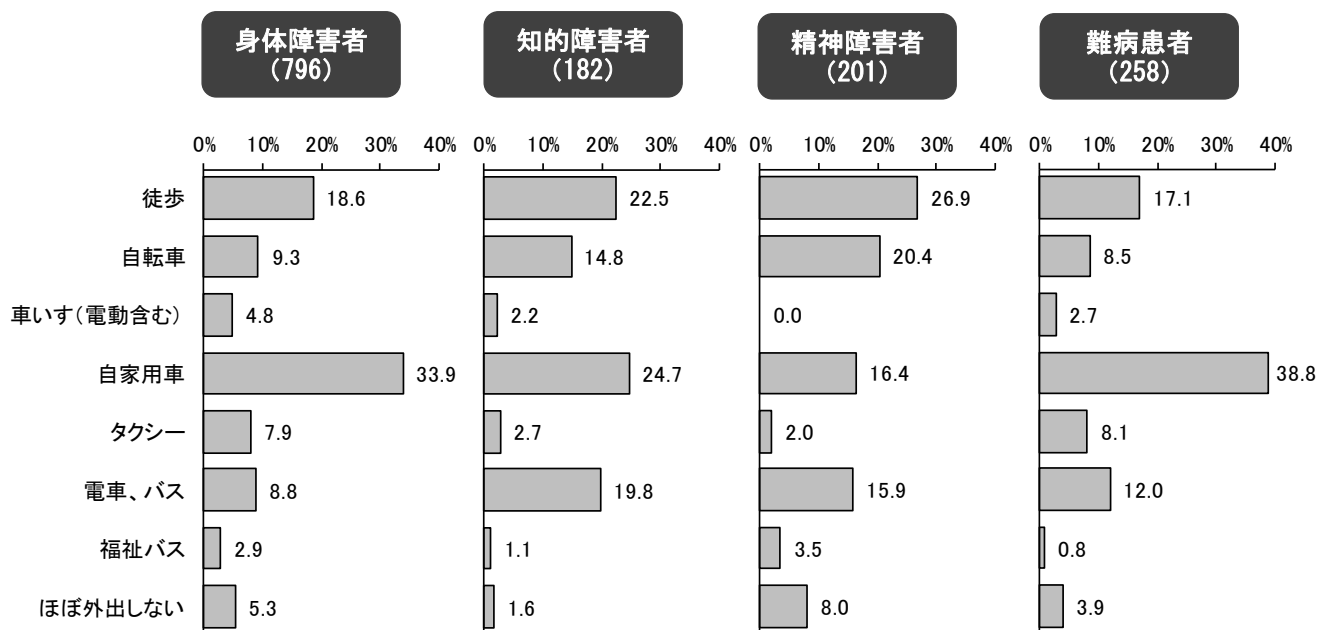
(1) 日常生活について

① 外出時に最も多い移動手段

結果のポイント

外出の手段については、身体障害者は「自家用車」(順に33.9%、24.7%、38.8%)、精神障害者は「徒歩」(26.9%)が最も多くなっています。

【外出時に最も多い移動手段】

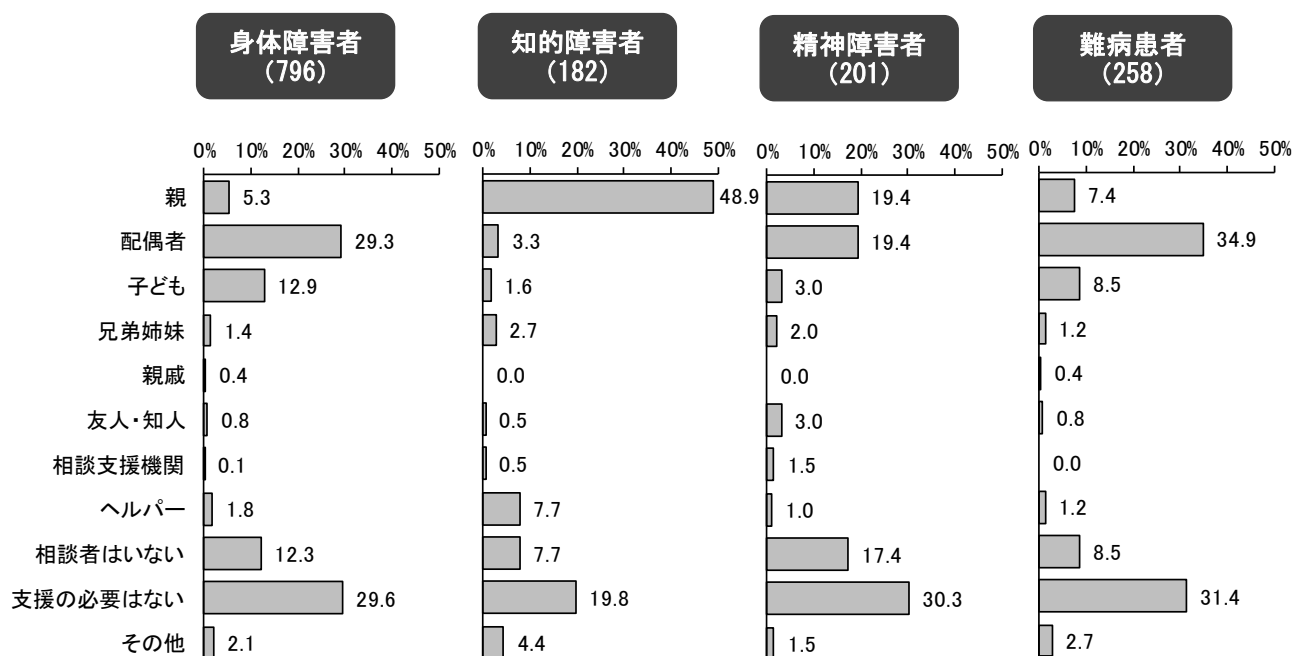


② 外出時の主な支援者

結果のポイント

外出するときの主な支援者については、身体障害者は「支援の必要はない」が約3割（29.6%）と最も多く、次いで「配偶者」（29.3%）となっています。知的障害者は「親」が4割台後半（48.9%）と最も多く、次いで「支援の必要はない」（19.8%）となっています。精神障害者は「支援の必要はない」が約3割（30.3%）と最も多く、次いで「親」「配偶者」（ともに19.4%）となっています。難病患者は「配偶者」が3割台半ば（34.9%）と最も多く、次いで「支援の必要はない」（31.4%）となっています。

【外出時の主な支援者】



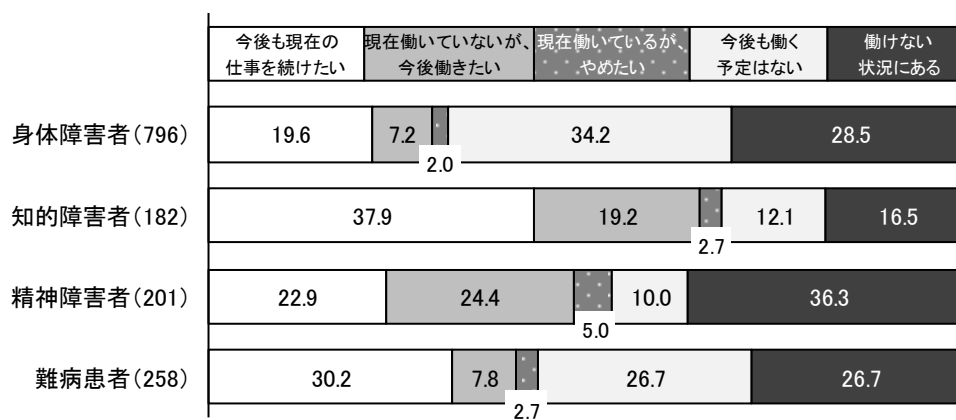
(2) 就労について.....

① 現在の就労状況

**結果の
ポイント**

現在の就労状況については、身体障害者は「今後も働く予定はない」(34.2%)が最も多く、精神障害者は「働けない状況にある」(36.3%)が最も多くなっています。知的障害者と難病患者は「今後も現在の仕事を続けたい」(順に37.9%、30.2%)が最も多くなっています。

【現在の就労状況】

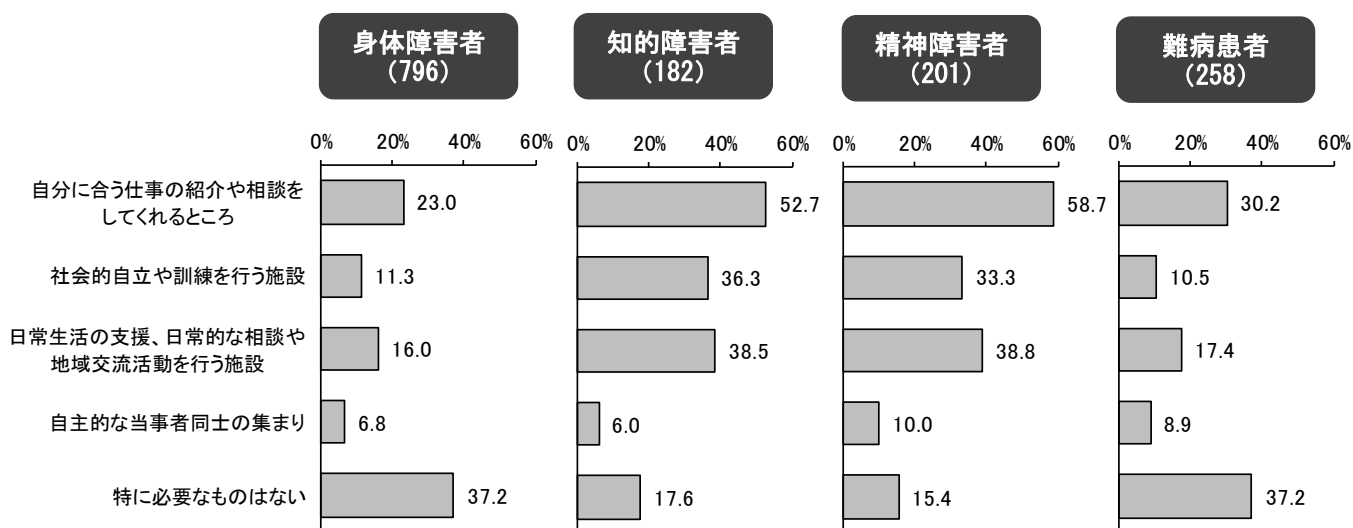


② 「働く場」や「活動の場」を充実させるために必要なもの

結果のポイント

働く場や活動の場を充実させるため、必要と思うものについては、身体障害者と難病患者は「特に必要なものはない」がともに3割台後半（37.2%）で最も多くなっています。知的障害者と精神障害者は「自分に合う仕事の紹介や相談をしてくれるところ」が5割以上（順に 52.7%、58.7%）で最も多く、次いで「日常生活の支援、日常的な相談や地域交流活動を行う施設」（順に 38.5%、38.8%）、「社会的自立や訓練を行う施設」（順に 36.3%、33.3%）となっています。

【「働く場」や「活動の場」を充実させるために必要なもの】



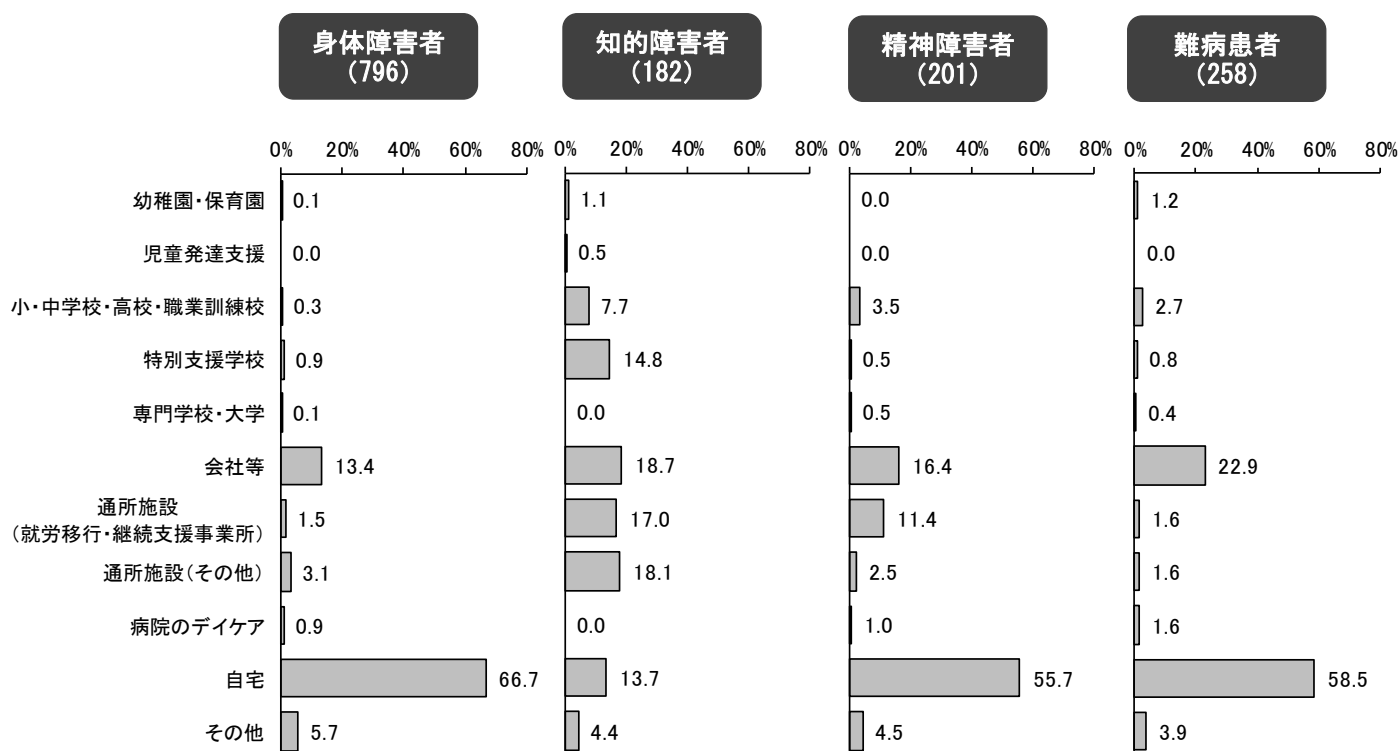
(3) 日頃の活動について.....

① 日中の主な活動場所

結果のポイント

日中、主に過ごす場所については、身体障害者、精神障害者、難病患者は「自宅」が最も多いですが、知的障害者の「自宅」の割合は1割台前半（13.7%）と少なく、「会社等」（18.7%）、「通所施設（その他）」（18.1%）、「通所施設（就労移行・継続支援事業所）」（17.0%）が多くなっています。

【日中の主な活動場所】

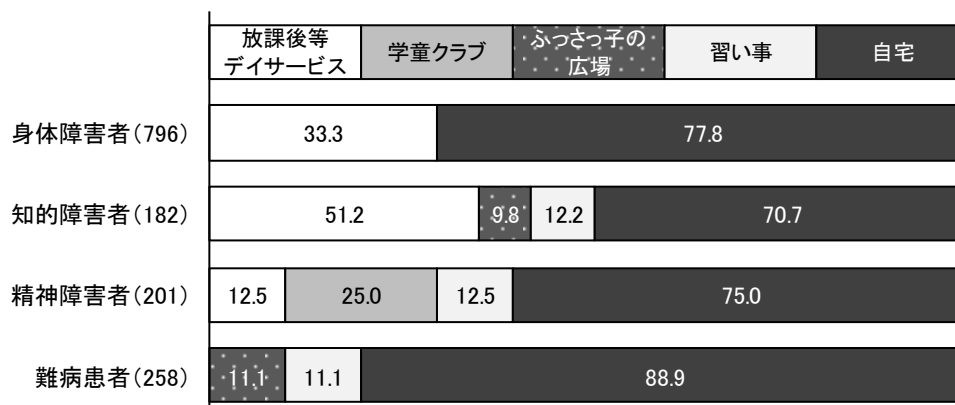


② 放課後や休日を過ごす場所

結果のポイント

日中の主な活動場所で「小・中学校・高校・職業訓練校」又は「特別支援学校」を選択した方の放課後や休日を過ごす場所については、すべての種別において自宅が最も多く、7割以上となっています。

【放課後や休日を過ごす場所】



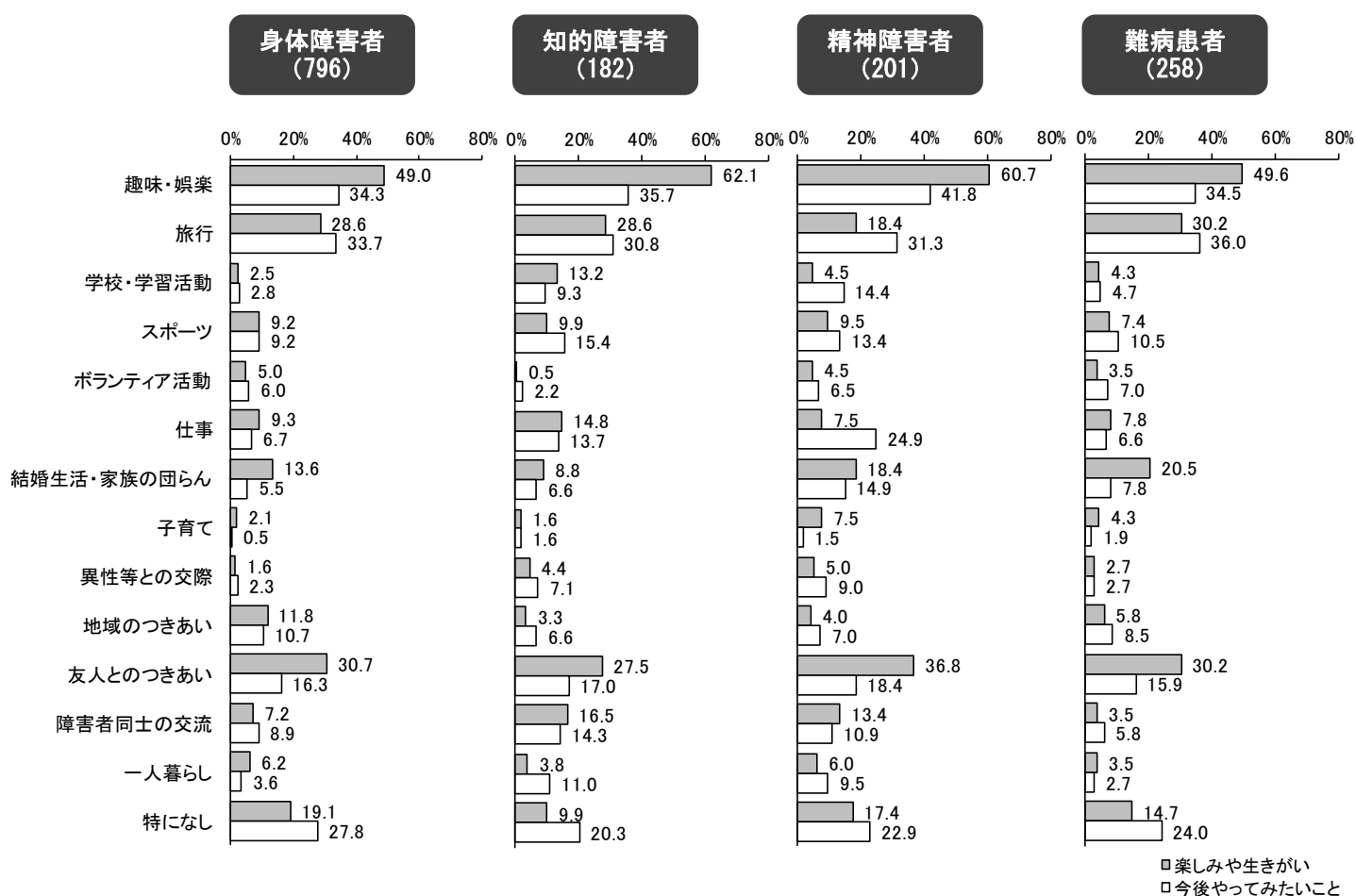
③ 楽しみや生きがい・今後やってみたいこと

結果のポイント

楽しみや生きがいについては、すべての種別において、「趣味・娯楽」が最も多くなっています。

今後やってみたいことについては、身体障害者、知的障害者、精神障害者は「趣味・娯楽」が最も多く、次いで「旅行」となっています。難病患者は「旅行」が最も多く、次いで「趣味・娯楽」となっています。また、「特になし」の割合はすべての種別において2割以上となっています。

【楽しみや生きがい・今後やってみたいこと】



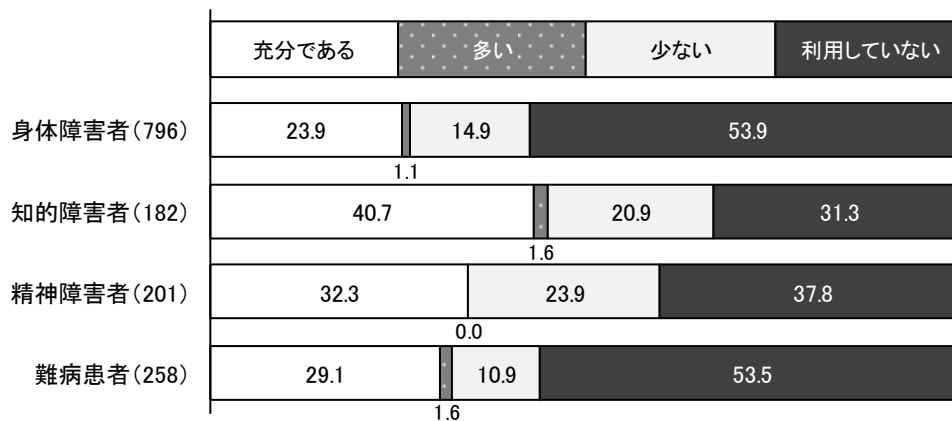
(4) 福祉サービスについて.....

① 利用しているサービスの充足度

**結果の
ポイント**

現在利用しているサービスのサービス量については、身体障害者、精神障害者、難病患者は「利用していない」が最も多くなっています。知的障害者は「充分である」が約4割（40.7%）で最も多くなっています。

【利用しているサービスの充足度】

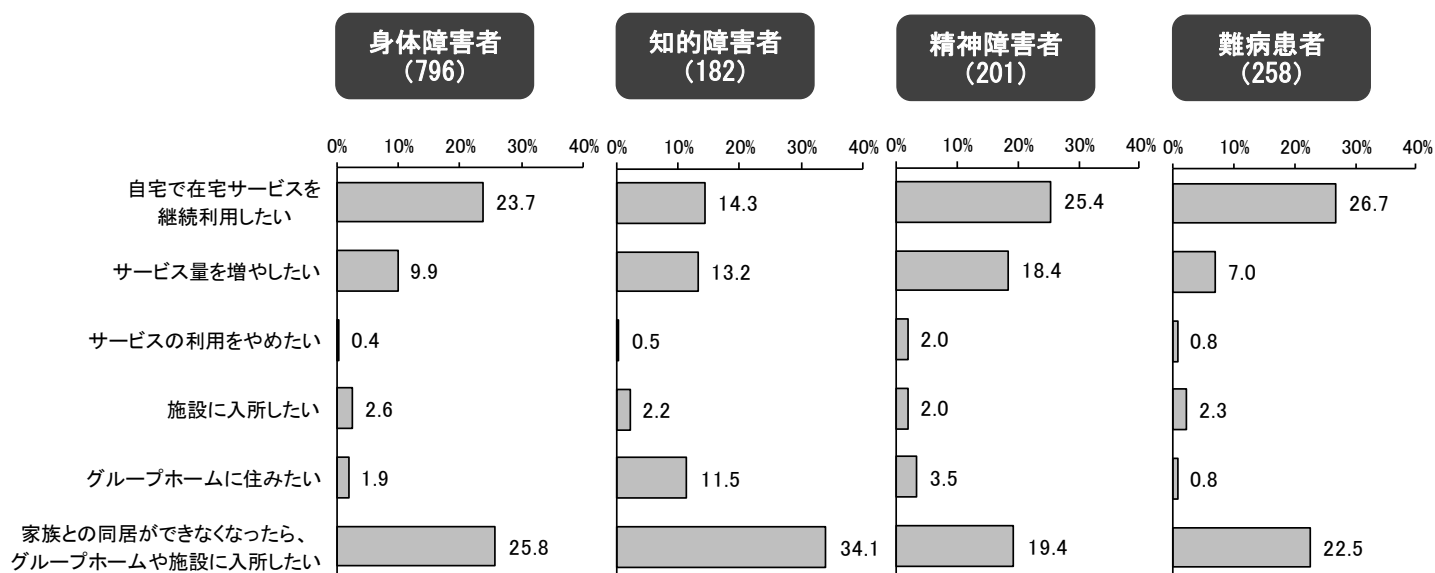


② 今後のサービス利用意向

結果のポイント

今後のサービスの利用意向については、身体障害者と知的障害者は「家族との同居ができなくなったら、グループホームや施設に入所したい」が最も多く（順に25.8%、34.1%）、次いで「自宅で在宅サービスを継続利用したい」（順に23.7%、14.3%）となっています。精神障害者と難病患者は「自宅で在宅サービスを継続利用したい」が最も多く（順に25.4%、26.7%）、次いで「家族との同居ができなくなったら、グループホームや施設に入所したい」（順に19.4%、22.5%）となっています。

【今後のサービス利用意向】

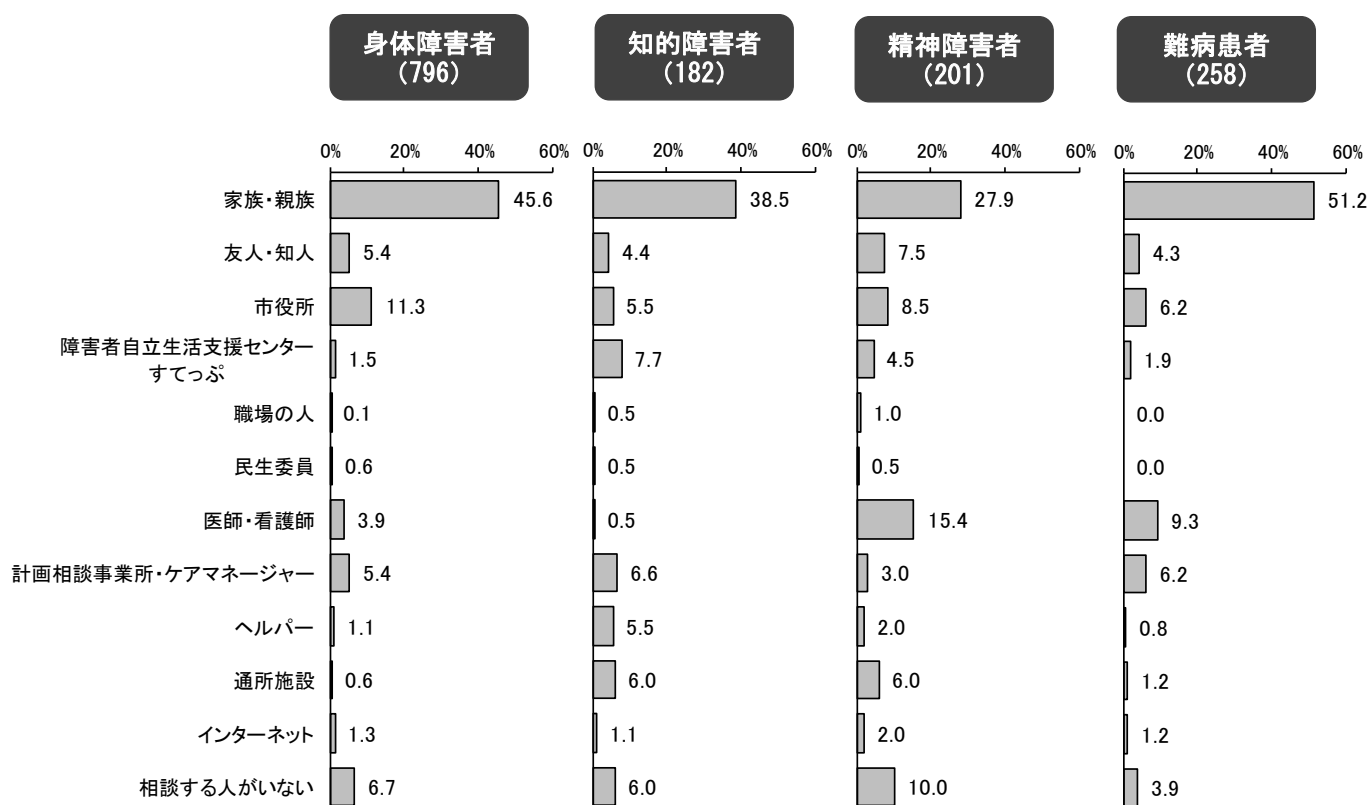


③ 本人や支援者の相談先

結果のポイント

生活上の悩みや困ったことの相談先については、すべての種別において「家族・親族」の割合が最も多くなっています。その中で、精神障害者は「家族・親族」の割合が2割台後半（27.9%）と他の種別と比べて少ないですが、「医師・看護師」の割合が1割台半ば（15.4%）と他の種別よりも多くなっています。

【本人や支援者の相談先】

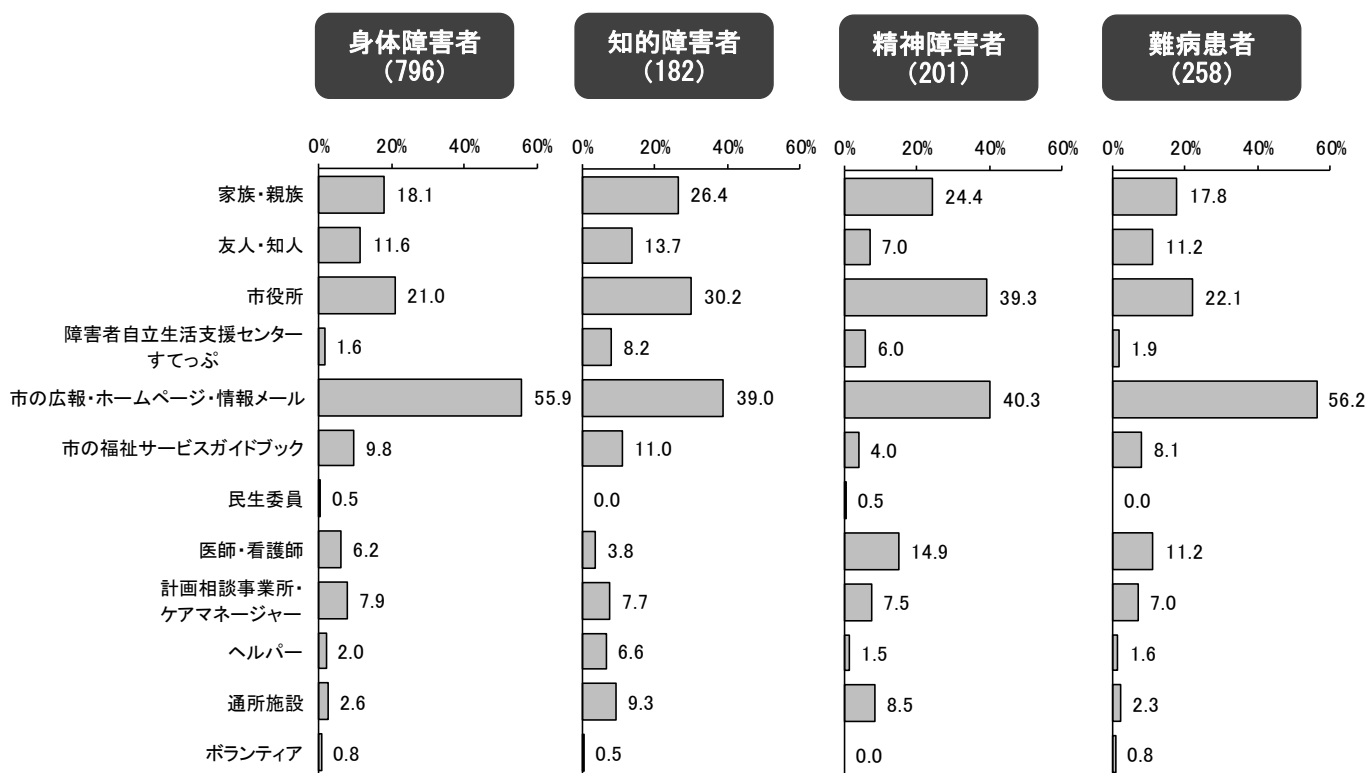


④ 市の情報の入手先

結果のポイント

市の行事、福祉、保健に関することを知る手段については、すべての種別において「市の広報・ホームページ・情報メール」の割合が最も多くなっており、次いで「市役所」、「家族・親族」の順となっています。知的障害者と精神障害者は「市の広報・ホームページ・情報メール」が約4割（順に39.0%、40.3%）で、身体障害者と難病患者に比べて少ないですが、「市役所」、「家族・親族」の割合が、身体障害者と難病患者の割合より多くなっています。

【市の情報の入手先】

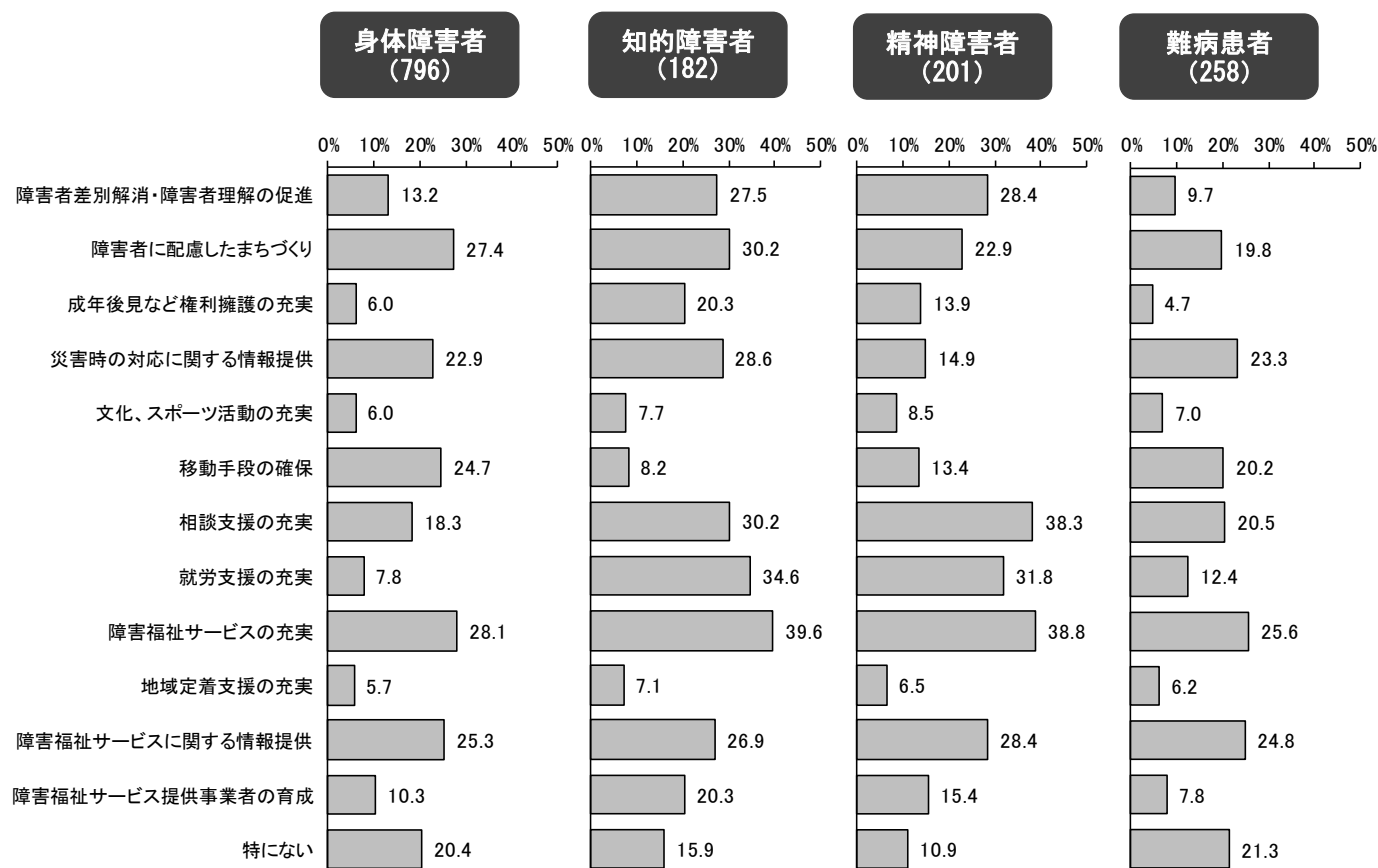


⑤ 市に期待すること

結果のポイント

市に期待することについては、すべての種別において「障害福祉サービスの充実」の割合が最も多くなっています。次いで、身体障害者は「障害者に配慮したまちづくり」(27.4%)、「障害福祉サービスに関する情報提供」(25.3%)の順となっています。知的障害者は「就労支援の充実」(34.6%)、「障害者に配慮したまちづくり」、「相談支援の充実」(ともに30.2%)の順となっています。精神障害者は「相談支援の充実」(38.3%)、「就労支援の充実」(31.8%)の順となっています。難病患者は「障害福祉サービスに関する情報提供」(24.8%)、「災害時の対応に関する情報提供」(23.3%)の順となっています。

【市に期待すること】



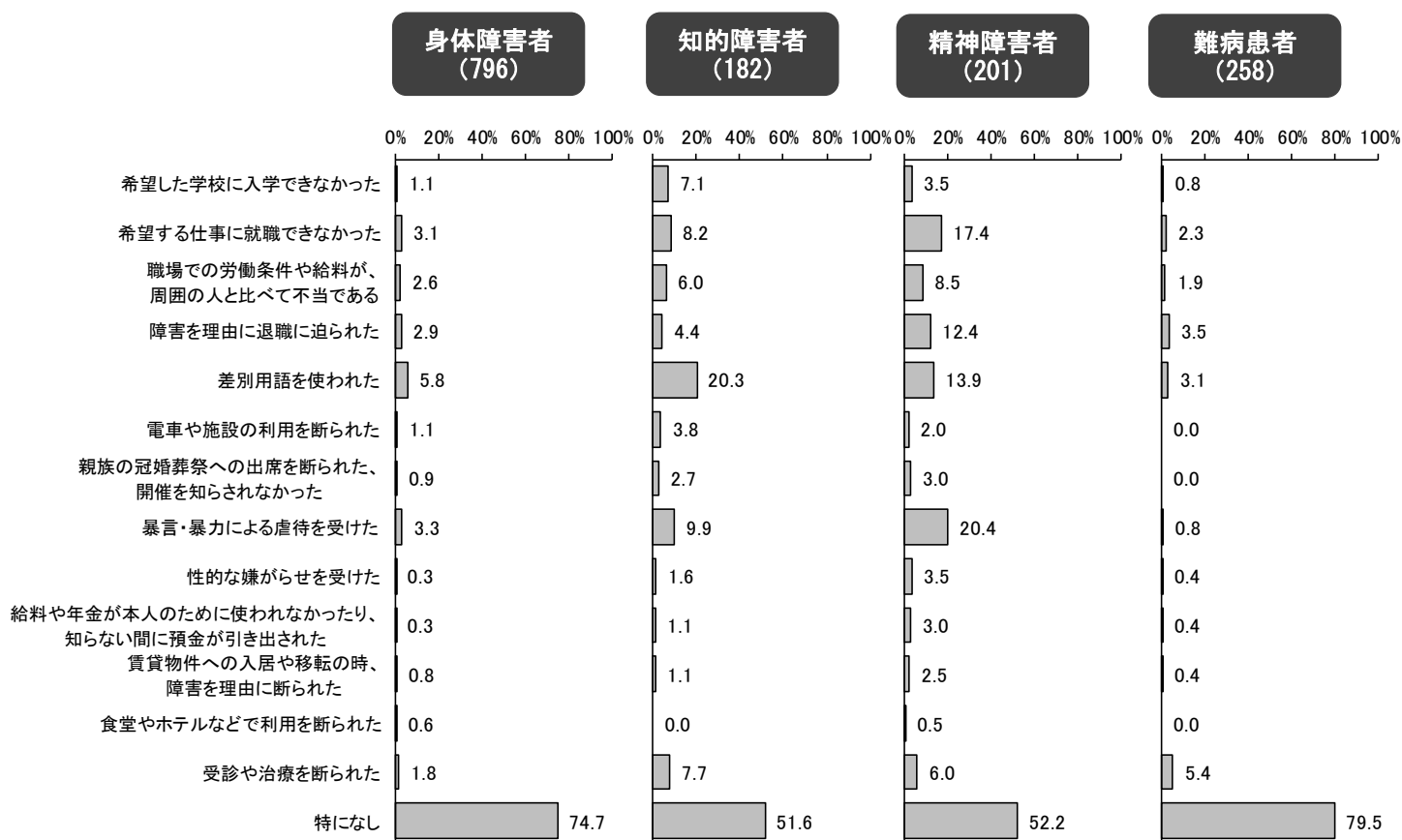
(5) 人権について

① 人権を損なう扱いを受けた経験

結果のポイント

障害又は難病が原因で人権を損なう扱いを受けた経験については、すべての種別において「特になし」が最も多くなっていますが、知的障害者の「差別用語が使われた」(20.3%)、精神障害者の「暴言・暴力による虐待を受けた」(20.4%)と「希望する仕事に就職できなかった」(17.4%)の割合が多くなっています。

【人権を損なう扱いを受けた経験】



② 「地域福祉権利擁護事業」や「成年後見制度」の認知度

結果のポイント

「地域福祉権利擁護事業」や「成年後見制度」の認知度については、すべての種別において「名称は聞いたことはあるが、内容はよく知らない」が最も多く、約5割から6割の人が名称を知っている一方、「名称も内容も知らない」が3割以上になっています。

【「地域福祉権利擁護事業」や「成年後見制度」の認知度】

	名称も内容も知っている	名称は聞いたことはあるが、内容はよく知らない	名称も内容も知らない
身体障害者(796)	18.5	40.6	32.4
知的障害者(182)	13.2	40.1	40.1
精神障害者(201)	12.4	47.3	37.8
難病患者(258)	15.5	39.9	36.4

(6) 災害時の対応について.....

① 災害時の避難の可否

結果の ポイント

災害発生時の自力避難の可否については、身体障害者、精神障害者、難病患者は「避難できる」が5割を超えています。

一方で知的障害者は「支援がないと困難だと思う」が約6割（59.3%）と多くなっています。

【災害時の避難の可否】

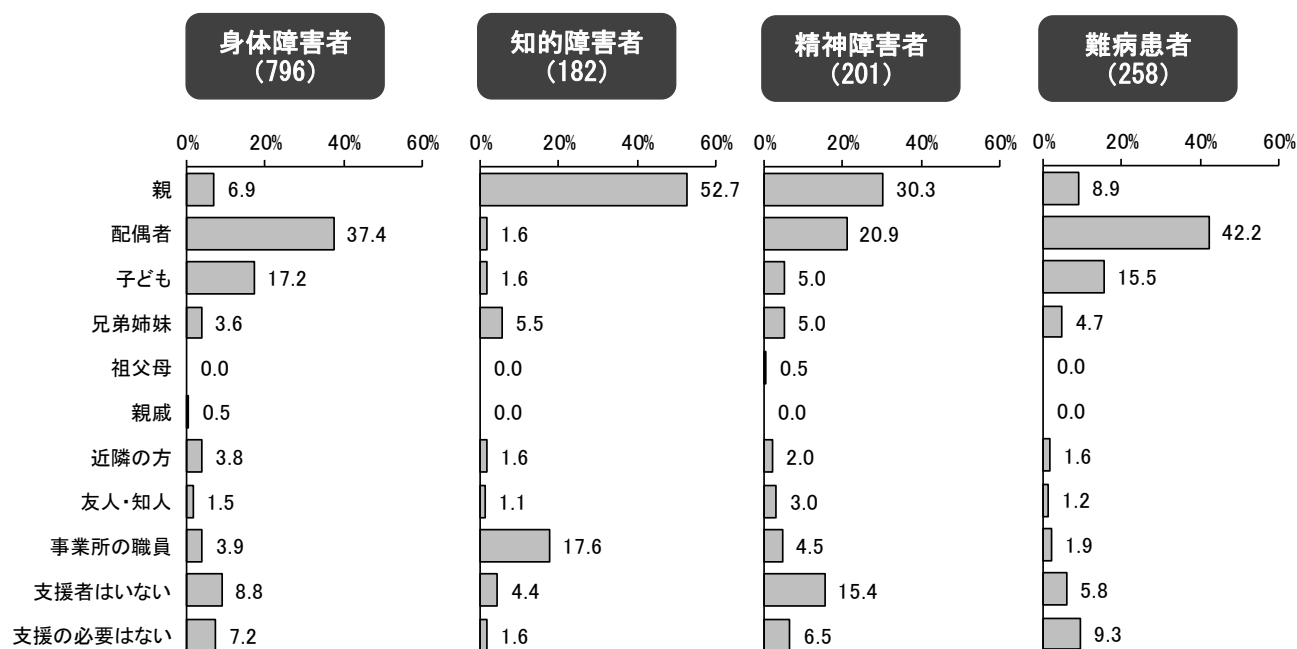
	避難できる	支援がないと困難だと思う
身体障害者(796)	54.9	42.3
知的障害者(182)	39.6	59.3
精神障害者(201)	61.7	37.3
難病患者(258)	62.0	35.3

② 災害時の支援者

結果のポイント

災害発生に伴う避難時に支援してくれる人については、身体障害者と難病患者は「配偶者」の割合が4割前後（順に37.4%、42.2%）と最も多くなっており、次いで「子ども」（順に17.2%、15.5%）が多くなっています。知的障害者と精神障害者は「親」（順に52.7%、30.3%）の割合が最も多くなっています。次いで知的障害者は「事業所の職員」（17.6%）が多く、精神障害者は「配偶者」（20.9%）が多くなっています。

【災害時の支援者】



③ 災害時に困ること

結果のポイント

災害発生時、心身の健康面や生活面で困ることについては、身体障害者、精神障害者、難病患者は「健康上困ることがある」（順に 36.9%、32.3%、46.5%）の割合が最も多くなっています。次いで、身体障害者と難病患者は「特にない」（順に 28.9%、24.8%）が多く、精神障害者は「普段の自分の生活が変わってしまう」（29.4%）が多くなっています。知的障害者は「特にない」（41.2%）の割合が最も多く、次いで「普段の自分の生活が変わってしまう」（29.7%）が多くなっています。

【災害時に困ること】

